

令和6年度入札参加資格の格付けに係る主観的事項審査資料の提出について（県内建設業者対象）

本県では、毎年度、県内建設業者を対象に、主観的事項の審査による点数（主観点数）を加えて、請負業者有資格者名簿の格付けを行っておりますので、主観点数の加点を希望される場合は以下のとおり資料をご提出ください。

1 主観的事項審査の申請項目

区分	対象項目	評点	確認書類	制度に関する問合せ先
1	令和6年1月31日現在において、ISO9001の認証を取得している者	5点	・登録証の写し及び認証範囲の確認できる書類の写し (日本語で記載されていない場合は日本語訳を添付)	(公財) 日本適合性認定協会の認定を受けた各審査登録機関
2	令和6年1月31日現在において、ISO14001の認証を取得している者	5点		
3	令和6年1月31日現在において、エコアクション21の認証・登録を受けている者	5点	・認証・登録証の写し	エコアクション21 地域事務局 (金沢商工会議所) TEL: 076-263-1151
4	令和6年1月31日現在において、いしかわ事業者版環境ISOの登録を受けている者	5点	・登録証の写し	石川県生活環境部 カーボンニュートラル推進課 TEL: 076-225-1462
※ 「2 ISO14001」「3 エコアクション21」「4 いしかわ事業者版環境ISO」については、 <u>いずれかひとつについてのみの加点を受けられます。</u>				

区分	対象項目	評点	確認書類	制度に関する問合せ先
5	令和6年1月31日までに、「次世代育成支援対策推進法」第12条に基づき、行動計画を厚生労働大臣に届出した者	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・一般事業主行動計画策定・変更届（労働局の受付印があるもの）の写し （計画期間に令和6年1月31日を含むもの又は計画期間の始期が令和6年2月1日以降であるもの） 	<p style="text-align: center;">石川労働局 雇用環境・均等室 TEL:076-265-4429</p>
6	<p>令和5年度において「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条に定める障害者を常時雇用している者（以下のいずれか）</p> <p>（1）「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に基づく障害者雇用義務がある者で、障害者を雇用し、かつ常用労働者の数に対する障害者の割合（障害者雇用率）が、同法に定める率（法定雇用率）以上である者</p> <p>（2）「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に基づく障害者雇用義務がない者で、令和6年1月31日現在において、障害者を1人以上雇用している者</p>	10点	<p>（1）障害者雇用義務がある者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管するハローワークに提出している障害者雇用状況報告書の写し ※障害者雇用率が法定雇用率未満の場合は対象外です。 <p>（2）障害者雇用義務がない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用状況申告書（別紙様式その1） 	<p>（1）最寄りのハローワークにお問い合わせください。</p> <p>（2）石川県土木部監理課 TEL:076-225-1712</p>

区分	対象項目	評点	確認書類	制度に関する問合せ先					
7	<p>新商品・新サービス開発支援事業の下記アからオに該当する支援メニューについて採択を受けた者</p> <table border="1" data-bbox="219 435 996 794"> <tr> <td data-bbox="219 435 996 512">ア 中小企業等による地域資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 512 996 588">イ 小規模企業者による地域資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 588 996 651">ウ 海外に向けた商品の開発・改良・販路拡大支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 651 996 727">エ 中小企業等による社会課題解決に向けた新商品・新サービスの開発・販路開拓支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 727 996 794">オ 小規模企業者による社会課題解決に向けた新商品・新サービスの開発・販路開拓支援</td> </tr> </table> <p>ただし、採択を受けた事業内容が下記の場合は加点しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新商品等の開発・事業化のために行う実現可能性調査、研究 ・既に新分野に進出している事業者がさらなる顧客獲得等のために行う事業 	ア 中小企業等による地域資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援	イ 小規模企業者による地域資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援	ウ 海外に向けた商品の開発・改良・販路拡大支援	エ 中小企業等による社会課題解決に向けた新商品・新サービスの開発・販路開拓支援	オ 小規模企業者による社会課題解決に向けた新商品・新サービスの開発・販路開拓支援	10点	<p>(1) 令和5年度に採択を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下①～③をすべて提出 ①各事業の採択を受けたことが確認できる書類の写し ②新商品・新サービス開発支援事業等の実施状況（別紙様式その2） ③採択事業を営んでいることが確認できる書類（株主総会・取締役会等の議事録の写し、事業案内パンフレット、写真等） <p>(2) 令和6年度に採択を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度中に各ファンド事業の採択を受けたことが確認できる書類の写し <p>※(2)については、採択を受けた日から2週間以内に審査資料を提出してください。</p>	<p>石川県商工労働部 産業政策課 TEL:076-225-1512</p>
ア 中小企業等による地域資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援									
イ 小規模企業者による地域資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援									
ウ 海外に向けた商品の開発・改良・販路拡大支援									
エ 中小企業等による社会課題解決に向けた新商品・新サービスの開発・販路開拓支援									
オ 小規模企業者による社会課題解決に向けた新商品・新サービスの開発・販路開拓支援									
<p>※ 「7 新商品・新サービス開発支援事業の採択」については、承認から5年間を限度として加点を受けられます。（例として、令和5年度に採択された場合の加点期間は、令和6年度～令和10年度の5年間となります。）</p> <p>また、「8 いしかわ中小企業チャレンジ支援ファンド事業の採択」及び「9 いしかわ農業参入支援ファンド事業等の採択」と重複して加点を受けることはできません。</p>									

区分	対象項目	評点	確認書類	制度に関する問合せ先				
8	<p>いしかわ中小企業チャレンジ支援ファンド事業の下記アからエに該当する支援メニューについて採択を受けた者</p> <table border="1" data-bbox="219 518 996 805"> <tr> <td data-bbox="219 518 996 592">ア 中小企業等による産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 592 996 665">イ 小規模企業者による産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 665 996 738">ウ 産業間・異業種等連携による新商品・新サービスの開発・販路開拓支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 738 996 805">エ 海外企業等との連携による商品の開発・改良・販路拡大支援</td> </tr> </table> <p>ただし、採択を受けた事業内容が下記の場合は加点しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新商品等の開発・事業化のために行う実現可能性調査、研究 ・既に新分野に進出している事業者がさらなる顧客獲得等のために行う事業 	ア 中小企業等による産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援	イ 小規模企業者による産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援	ウ 産業間・異業種等連携による新商品・新サービスの開発・販路開拓支援	エ 海外企業等との連携による商品の開発・改良・販路拡大支援	10点	<p>令和元年度から令和4年度に採択を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下①～③をすべて提出 <p>①各事業の採択を受けたことが確認できる書類の写し</p> <p>②新商品・新サービス開発支援事業等の実施状況（別紙様式その2）</p> <p>③採択事業を営んでいることが確認できる書類（株主総会・取締役会等の議事録の写し、事業案内パンフレット、写真等）</p>	<p>石川県商工労働部 産業政策課 TEL:076-225-1512</p>
ア 中小企業等による産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援								
イ 小規模企業者による産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援								
ウ 産業間・異業種等連携による新商品・新サービスの開発・販路開拓支援								
エ 海外企業等との連携による商品の開発・改良・販路拡大支援								
<p>※ 「8 いしかわ中小企業チャレンジ支援ファンド事業の採択」については、承認から5年間を限度として加点を受けられます。（例として、令和4年度に採択された場合の加点期間は、令和5年度～令和9年度の5年間となります。）</p> <p>また、「7 新商品・新サービス開発支援事業の採択」及び「9 いしかわ農業参入支援ファンド事業等の採択」と重複して加点を受けることはできません。</p>								

区分	対象項目	評点	確認書類	制度に関する問合せ先
9	<p>令和元年度から令和6年度において下記(1)又は(2)のいずれかの採択を受け、採択を受けた事業を営んでいる者</p> <p>(1) いしかわ農業参入支援ファンド事業</p> <p>(2) いしかわり山振興ファンド事業の「里山里海の地域資源を活用した生業の創出」</p> <p>ただし、採択を受けた事業内容が下記の場合は加点しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新商品等の開発・事業化のために行う実現可能性調査、研究 ・既に新分野に進出している事業者がさらなる顧客獲得等のために行う事業 	10点	<p>(1) 令和元年度から令和5年度に採択を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下①～③をすべて提出 ①各ファンド事業の採択を受けたことが確認できる書類の写し ②いしかわ中小企業チャレンジ支援ファンド採択事業等の実施状況（別紙様式その2） ③採択事業を営んでいることが確認できる書類（株主総会・取締役会等の議事録の写し、事業案内パンフレット、写真等） <p>(2) 令和6年度に採択を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度中に各ファンド事業の採択を受けたことが確認できる書類の写し <p>※(2)については、採択を受けた日から2週間以内に審査資料を提出してください。</p>	<p>(1) いしかわ農業参入支援ファンド事業</p> <p>石川県農林水産部 農業経営戦略課 TEL:076-225-1613</p> <p>(2) いしかわり山振興ファンド事業</p> <p>石川県農林水産部 里山振興室 TEL:076-225-1631</p>
<p>※ 「9 いしかわ農業参入支援ファンド事業等の採択」については、承認から5年間を限度として加点を受けられます。（例として、令和5年度に採択された場合の加点期間は、令和6年度～令和10年度の5年間となります。）</p> <p>また、「7 新商品・新サービス開発支援事業の採択」及び「8 いしかわ中小企業チャレンジ支援ファンド事業の採択」と重複して加点を受けることはできません。</p>				

区分	対象項目		評点	確認書類	制度に関する問合せ先	
10	右のアからスに該当する者に、該当する項目数に応じて加点する。	ア 令和6年1月31日現在において、いしかわ我がまちアドプト制度について、 <u>活動団体として活動を行っている者</u> (サポーターとして支援のみの場合は対象外)	1項目 5点	・認定書の写し(活動団体認定書)	石川県土木部道路整備課 TEL:076-225-1726	
					石川県土木部河川課 TEL:076-225-1736	
					石川県土木部港湾課 TEL:076-225-1746	
			イ 令和6年1月31日現在において、消防団協力事業所表示制度について、市又は町から「協力事業所」として認定されている者	2項目 10点	・認定証又は表示証の写し	各市町の消防担当部署にお問い合わせください。
			ウ 令和6年1月31日現在において、いしかわ男女共同参画推進宣言企業の認定を受けている者			石川県県民文化スポーツ部 女性活躍・県民協働課 TEL:076-225-1378
			エ 令和6年1月31日現在において、エコドライブ推進事業所の認定を受けている者	3項目 15点	・認定証の写し	石川県生活環境部 カーボンニュートラル推進課 TEL:076-225-1462
			オ 令和6年1月31日現在において、いしかわ版里山づくりISOの認証を受けている者			石川県農林水産部里山振興室 TEL:076-225-1631
			カ 令和6年1月31日現在において、企業の森づくり推進事業について、協定を締結している者	4項目 20点	・協定書の写し	石川県農林水産部森林管理課 TEL:076-225-1642
			キ 令和6年1月31日現在において、協力雇用主として金沢保護観察所に登録している者			法務省金沢保護観察所 TEL:076-261-0059
			ク 令和6年1月31日現在において、建設業法第26条第1項に定める主任技術者となりうる女性技術者を雇用している者	5項目 25点	・女性技術者の雇用に係る申告書【原本】 (別紙様式その4)	石川県土木部監理課 TEL:076-225-1712
	ケ 令和6年1月31日現在において、企業年金制度を導入している者	・企業年金制度を導入していることが確認できる書類の写し(企業年金基金が発行する加入証明書等)				
	コ 令和6年1月31日現在において、建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている者	以下のいずれか ・事業者登録ID発行通知の写し ・登録メールのコピー+建設キャリアアップシステムホームページにおける「登録事業者検索」で自社の検索結果画面を印刷したもの				

区分	対象項目		評点	確認書類	制度に関する問合せ先
	サ	令和6年1月31日現在において、就業規則に4週8休（または年間休日104日以上）の休日制度を明記し、労働基準監督署に届け出ている者		<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署の受付印がある就業規則の写し（受付印が押された部分、休日について記載された部分） ・就業規則中に具体的な日を定めていない場合は、休日の日数が確認できる書類（申請日を含んだ年間カレンダー等） 	<p style="text-align: center;">石川県土木部監理課 TEL:076-225-1712</p>
	シ	令和6年1月31日現在において、いしかわ健康経営宣言企業の認定を受けている者		<ul style="list-style-type: none"> ・認証書の写し 	<p style="text-align: center;">石川県健康福祉部健康推進課 TEL:076-225-1584</p>
	ス	防災士の資格を有する者を令和6年1月31日現在において雇用しており、当該防災士が事業所の所在する地域の自主防災組織の防災活動に取り組むことに協力する者		<ul style="list-style-type: none"> ・防災士の雇用に係る申告書【原本】（別紙様式その5） ・誓約書【原本】（別紙様式その6） 	<p style="text-align: center;">石川県危機管理監室危機対策課 TEL:076-225-1483</p>

※ 同一内容の取組みにより複数に該当する場合は1項目として数えます。（例：「森づくり活動」が才と力の両方に該当する場合等）
また、認定書の写し等で商号・名称が確認できない場合は、社会的取組に関する活動参加報告書（別紙様式その3）【原本】を併せて提出してください。

2 申請によらず加点等を行う項目について

主観的事項審査の対象項目のうち、以下の項目については県が有する情報に基づき加点等を行うので、申請は不要です。

対象項目	評点				
工事成績（3年平均又は5年平均） ※ 工事成績評定の平均点数は、石川県土木部監理課技術管理室から通知されます。	工事成績	65点未満	65点～75点未満	75点 …	90点以上
	主観点数	-25点	0点	25点 …	100点
優良工事表彰（令和5年度）	知事表彰20点、部長表彰10点				
契約後VE提案（令和5年度）	15点				
災害時等における応急対策工事の協力者等（令和6年3月31日現在） ※ 石川県と建設業協会等との間で締結している協定の協力者に対し加点します。	石川県建設業協会又は石川県森林土木協会	10点	} 最大	15点	
	各地区建設業協会又はプレハブ建築協会	5点			
指名停止（令和5年度）	指名停止期間に応じて -10点～-50点				
営業停止（令和5年度）	営業停止期間に応じて -10点～-50点				

3 審査資料の提出について

- (1) 受付期間 令和6年2月1日（木）から令和6年3月29日（金）まで
 ※更新手続等により、提出期限までに確認書類が間に合わない場合などは、その旨ご連絡ください。
- (2) 提出方法 受付期間中に、建設業許可を所管する最寄りの土木総合事務所に提出して下さい。
 ※窓口が混雑しますので、郵送により提出いただきますようお願いいたします。
- (3) 提出書類 ① 主観的事項審査資料 ② 各項目に応じた確認書類

5 問い合わせ先

石川県土木部監理課入札・契約グループ

〒920-8580 金沢市鞍月1-1（県庁行政庁舎15階） TEL 076-225-1712